

日本型会計システムの成立基盤

濱 本 道 正

I. 問題提起

企業会計の世界では、理論と実務の両面にわたって急速に国際化が進展している。この流れのなかで、日本の会計システムがもつ特質ないし特異性への関心が徐々に高まってきているが、それが欧米の会計システムとどのように違うのかはまだよくわかっていない。そこで本稿では、わが国の企業会計を支える制度的基盤に焦点を合わせ、それとの照応で日本型会計システムの成り立ちを考察してみたい。

一国の企業会計制度は、それぞれの国に固有の社会的・経済的環境の産物である。これまでも多くの文献で会計システムの国際的差異を説明する上で各国固有の「環境要因」の重要性が指摘されてきた。しばしば取り上げられるのは、成文法主義か判例法主義かといった法律制度や、直接金融と間接金融のどちらが中心かといった金融制度の仕組み、また確定決算主義の採用をめぐる法人税制や、職業会計士団体に対する社会的信認の程度など種々の経済的・社会的要因である。

本稿では、日本の企業会計を支える制度的基盤の特殊性として企業の所有構造もしくはコントロール・メカニズムおよび会計ルール形成における独特の様式を取り上げ、それとの照応で日本的会計慣行が歴史的にどのように形成され、現実にどのように機能しているかを考察することにしたい。すなわち、以下のような2つの視点に立って、日本型会計システムの現実に迫る

うとするものである。

第1の視点として、会社に対する利害関係者のコントロール・メカニズムのありかたに注目する。この側面での日本の特徴としてはさまざまな要因をあげることができるが、わが国の会計の制度的基盤を構成するものとして無視できないのは、(1) 株式所有の法人化、(2) 相互持合いによる企業の集団化ないし系列化、そして(3) メインバンク制の3つであろう。第2の視点としてあげたいのは、わが国の会計ルールは、政府部門と企業部門との間で独特のスタイルをもった相互作用を通じて形成されるという点である。これを、「政府・企業間関係モデル」と呼ぶことにしよう。

以下では、第Ⅲ節および第Ⅳ節で、経営者の会計方法選択行動について、株式の相互持合いやメインバンク制といった日本企業のコントロール・メカニズムを特徴づける要因に照らして検討を加える。そこでは、主たる債権者であると同時に支配的な株主でもあるという、メインバンクの両義性と、債権者としての利害が株主としての利害に優先する銀行固有の行動原理とが日本的会計行動の特質である保守的經理の背景をなしているとの結論が得られる。

次に、第Ⅴ節で、「政府・企業間関係モデル」に基づいて日本における会計ルール形成の特質を検討する。このモデルは、政府・企業間関係における業界団体の役割に注目するものであるが、日本では業界団体・監督官庁・税務当局のトライアングル体制によって会計規範が形成さ

れるという傾向が強いことが明らかにされている。

II. 会計システムの「英米モデル」と「大陸モデル」

会計システムの日本の特質とはなんであろうか。この問題には本稿全体を通じて答えを見いだす以外にはないが、ここでは議論の手がかりとして、さしあたり、ゲルハルト・ミュラー他による各国の企業会計の類型化を参考にしておこう¹⁾。そこでは、主要工業国の企業会計を特徴づける類型として、英米モデルと大陸モデルとが対照的なものとして示されている。いまそれぞれの特徴を、ごくかいつまんで記しておこう。

①英米モデル　イギリス、アメリカ、オランダには企業が巨額の資金を調達できる大規模で発達した証券市場がある。そこでは会計は投資者および債権者の意思決定ニーズを指向している。

②大陸モデル　ヨーロッパ大陸のほとんどの国と日本では企業が密接に銀行と結びついており、銀行がほとんどの資金需要を満たしている。会計制度は法律指向的であり、実務は極めて保守的傾向にある。会計の主要目的は資金提供者の意思決定ニーズには向けられていない。

このように、ミュラーたちは、日本の会計をドイツやフランスと一緒に「大陸モデル」に含めている。もちろん、これには賛否両論があるかと思うが、その是非はここでは問わないことにしたい。さしあたり、日本の金融システムが銀行を中心にした間接金融優位の体制になっていること、そして、日本の会計実務が保守的傾向にあるという2つのメルクマールにだけ留意しておけばよいと思うからである。

III. コーポレート・コントロールと会計行動

(1) エイジェンシー理論による類型化

アメリカでは、バーリー＝ミーンズ以来の伝統であろうか、古くから会社の所有と支配の問題

は社会諸科学の重要なテーマとされてきた。会計学分野も例外ではなく、所有と支配の構造上の差異が企業の会計行動に及ぼす影響をめぐって多彩な議論が展開され、多くの理論的・実証的な成果が蓄積されてきた²⁾。最近では、いわゆる「エイジェンシー理論」の成果を取り入れて、研究方法・内容ともますます洗練されつつあるようである³⁾。ここでは、その全容を明らかにすることは到底できないが、アメリカ流の考え方はどういうものか、それをフィルターとして日本の現実に光を当てるという意味で、ややシェーマ的になるが、要点を整理しておくことにしよう。

「誰が会社を支配しているか」という観点から企業を類型化すると、以下に示すような3つのタイプの企業が考えられる⁴⁾。

まず、「所有者支配型企业」——ここでは所有と経営が分離ではなく融合しているから、経営者はもともと企業価値の最大化という目標に動機づけられている。したがって、課税や賃金交渉などを通じて企業価値を引き下げよう、利益拡大型の会計方法を選択するとは考えにくいということになる。

次に、「大株主支配型企业」であるが、ここでは大株主のコントロールが強いため、経営者は株主の利害に反した行動はとりにくい。したがって、やはり利益圧縮型の会計方法を選択する傾向が強くなると考えられる。

最後に、「経営者支配型企业」——ここでは所有に基づかない支配が成立している。アメリカでは、会計ベースの刺激報酬制度が一般化しているといわれているが、その場合には、経営者は利益拡大型の会計方法を選択するインセンティブをもつと考えられる。

もちろん、実際には話はこのように単純ではない。というのは、これまでの議論はあくまで経営者と株主の間の利害対立——これを「株式のエイジェンシー問題」というのであるが——、そういう一側面にのみ対象を絞っているからである。いま一つの資金提供者（つまりプリンシ

パル)である債権者を登場させると、いわゆる「債務のエージェンシー問題」というのが現れて、結論はむしろ逆転してしまうのである。これは、しばしば「負債比率仮説」とか「レバレッジ仮説」とか呼ばれており、会社の負債比率が高ければ高いほど、経営者をして利益拡大型の会計方法を選択するように動機づけるというものである。いわゆる「財務制限条項」に抵触することを経営者は恐れるから、会計操作により報告利益を拡大してそうした事態を回避するというのがその根拠になっているようである⁵⁾。

以上はわれわれ自身の考えではなく、アメリカ流の議論のロジックをかいつまんで示したにすぎない。ただ日本でも、こうしたロジックを無批判に輸入してそのまま日本の現実に適用しようとする議論が少なくないように見える。われわれは、上でも述べたように、「エージェンシー理論」の意義を否定するどころか、むしろ高く評価している。それは、会計ルール——つまりGAAPなどの会計規範——が現在のような形で形成されたのはなぜか、そうした会計ルールの制度的枠組みのなかで経営者はどのような選択行動をとっているのか——こうした問題を解明する上で有効な分析道具を提供していると考えられるからである。

しかし、アメリカという資本主義の形態としてはきわめて純粋な、それだけにある意味では単純な経済システムを前提にして生まれた「エージェンシー理論」を、何の修正もなく日本の現実に適用するのは、相当に無理があるといわなければならない。上述したように、日本企業のコントロール・メカニズムは、アングロ・サクソン諸国はもちろん、ドイツなど大陸諸国にもみられないきわめて特異で複雑な要因によって構成されているからである。

(2) エージェンシー理論の適合性

そこで、「エージェンシー理論」に依拠して日本型会計システムを分析しようとする場合に

は、常にその現実適合性に周到な注意を払う必要がある。その際、「エージェンシー理論」が前提とする経営者・株主・債権者という3者間の利害対立が、日本の金融・資本市場ではどのように現れているか、そしてそれが企業会計にどのように反映されているか、これが最も大きなポイントになるであろう。

今日の株式会社で所有と経営の分離が進み、経営者支配が成立しているのは、たしかに日米に共通した現象といえよう。しかし、アメリカでは株式の分散によって所有に基づかない経営者支配が成立したのに対して、日本では銀行をはじめとする法人への株式集中によって法人所有に基づく経営者支配が成立している。したがって、同じ経営者支配でもその実体は大きく異なるわけである⁶⁾。このため、会社の経営者と株主の関係は、日米間でかなり違いがあるとみなければならない。

株式の分散がどれほど進もうとも、アメリカの企業は常にテイクオーバーなどの資本市場の脅威にさらされているし、経営者労働市場において株価を通じた評価を受けるから、経営者は株主の利益を無視した行動をとることは許されない。ここにストック・オプションやボーナス・プランといった経営者報酬制度のような「エージェンシー契約」が考案され、それを財務諸表に基づいてモニターする仕組みが生み出される根拠がある。これらは、いずれも経営者の行動を株主の利益から乖離させないようにするための装置にほかならない。

これに対して、日本の企業のほとんどは何らかの企業集団や企業系列に属している。そこでは株式の相互持合いを軸とした安定株主工作によって、会社は資本市場の脅威から遮断されているのである。相互持合いは、また、安定配当主義という名の株主配当の低額固定化を可能としているのは周知のとおりである。こうして、日本企業の経営者は、所属する企業集団——とりわけその中核をなすメインバンク——の利害に関心を払うことはあっても、個人株主の利益

を増進すべきインセンティブを持たないという問題が生じるのである。この点に関連して、近年、経済学者の間でも、日本の資本市場には経営者を個人株主の利害に沿って株価最大化に向かわせるコントロール・メカニズムが欠如している、との認識が一般化しつつあるようにみえる⁷⁾。

こうしてみると、日本の株式会社には、アメリカ企業の経営者と株主の間に成立しているような「エイジェンシー関係」は、少なくともそのままでは当てはまらないといえそうである。われわれは、日本の株式会社において何らかの「エイジェンシー関係」が存在しているとすれば、それは経営者と株主の間ではなくて、経営者と主要債権者たるメインバンクの間の関係ではなかろうかと考える⁸⁾。

IV. メインバンク制と会計行動

(1) メインバンクのモニター機能

そこで、日本独特の金融様式であるメインバンク制のもとで、日本企業の会計行動にどのような特徴が現れるかを考えてみることにしよう。

周知のとおり、日本の銀行——とりわけメインバンクと呼ばれる銀行——が欧米の銀行と大きく異なるのは、融資の主たる貸し手であると同時に有力な株主でもあるという、二重の役割を果たしている点にある。もちろんこの背景として、株式相互持合いと企業集団ないし系列化が不可分に結びついていることを見逃してはならない。メインバンクが単なる融資活動を超えて、多面的な機能を果たしていることはよく知られているところであるが、企業会計との関連でわれわれが特に注目するのはそのモニター機能である。メインバンクは、債権者を代表して債権保全に不可欠な企業状態のモニタリングを担当しているのである。しかも、借り手企業の内部帳簿や投資決定プロセスに対するアクセスをもっており、公表財務諸表だけでは知り得ないきめ細かな情報を獲得する手段をもっている。つまり、借り手企業との間の情報格差——エイ

ジェンシー理論でいう「情報の非対称性」——は存在しないか、あってもごく軽微であると考えられる⁹⁾。

(2) 金融コントロールと保守的経理の関係

この、借り手企業の経営者とメインバンクとの間に「情報の非対称性」が存在しないということは、「エイジェンシー理論」の文脈で日本の会計システムを考える際に、無視できない意味をもって来る。上で述べたように、債務契約のもとでは経営者は利益拡大型の会計方法を選択するという主張は、経営者と債権者の間に「情報の非対称性」が存在することを前提としなければ成立しないからである。

ところで、低価基準を内蔵した原価評価・実現基準の会計ルールが日本独特の「含み益」経営を支えてきた元凶だということで、しばしば非難のやり玉にあげられる。そうした主張の是非は別として、この会計ルールが、たとえば「益出し」といった経営者の裁量的行動を引き起こすといった形で、ある種の逆機能性を内包していることは否定できないところである。ただ、われわれがここで強調したいのは、こうした保守的経理——あるいは、それを前提とした利益の平準化——と呼ばれる会計実務の慣行が、メインバンク制度によって象徴される日本独特のコーポレート・コントロールの構造に根ざしたのではないかという点である。

債権者の利益を重視すれば、配当可能限度額を極力抑えるという点で、利益圧縮型の会計システムが有効である。というのは、配当による資金流出はそれだけ償還リスクを増大させ、結果的に債権価値の減少をもたらすからである。ここで企業全体の価値が不変であるとすれば、必然的に債権者から株主への富の移転が生じることになる¹⁰⁾。ただ、繰り返しになるが、情報格差ないし「情報の非対称性」が存在する場合には、逆に利益拡大型の会計行動をとる可能性が生まれてくる。ところが日本の場合、主たる債権者であると同時に支配的な株主でもある

という、メインバンクの両義性から生じる強いモニター機能のために、「情報の非対称性」が解消されている可能性が強い。しかもこれに、メインバンクの本業である融資者つまり債権者としての利害が株主としての利害に優先するという行動原理とがあいまって、ミューラー他が日本の企業会計の特質であるという保守的経理の背景をなしていると考えられるのである。

この点に関連して、やはり保守的経理の傾向が強いドイツでは、商法(株式法)のなかに秘密積立金の計上を許容または要求する規定が置かれてきたといわれる¹¹⁾。金融機関がもっぱら貸し手としての立場に立って企業をコントロールする状況では、ドイツのように債権者の利害がなによりも優先されよう。それに対して日本の金融機関は債権者であり、かつ株主であるという両義性をもつため、日本企業の会計は常に二つの利害のバランスを保たざるをえず、過度に保守的な経理を貫くことはできない。

V. 政府・企業間関係モデル

さて、これまでの議論では、日本型会計システムの特質のうち、会計基準や法規といった会計ルールないし会計規範の枠組みを所与として、もっぱら日本企業の経営者の会計行動の側面に焦点をあててきた。それでは、日本の会計規範の形成過程には、欧米諸国にみられないわが国独自の特徴が存在するのであろうか。最後にこの問題について考察してみたい。

(1) 実務と規制との相互フィードバックを通じた会計ルールの形成

「会計の経済的影響」をめぐる議論でよく指摘されるように、会計に内在する富の再分配機能は、そのフィードバック効果として、会計基準のあり方によって異なる経済的インパクトを受ける利害集団のさまざまな反応を引き起こすといわれている。この点について、若杉教授は次のように述べている。

「それぞれの法規に基づく制度会計においては、

それが新設されたり、経済社会の変化に対応して法規が改正される場合には、関連する筋からの社会的圧力が加えられながら、それらを調整する形で、一定の環境条件の下で、法の目的が実現されるように設定や改正がぐわだてられる。すなわち制度会計は、それが新たに設定されるときやこれが改正されるさいには常に社会的な力学が作用するのである。」¹²⁾

そのような反応もしくは圧力は、単に会計基準という制度的ルールの制約内で自己の経済的効用を最大化しようとする行動に限られるものではない。さらに進んで、制度的枠組みそのものの改変をめざす積極的な反応も起こりうるのである。したがって、会計規範の形成は、そうした、いわば会計実務と公的規制との相互フィードバックを通じたダイナミックなプロセスとして捉える必要がある。

(2) 官民協調による会計ルールの形成

それでは、この面での日本的特徴とはなんであらうか。われわれはこれを、本稿のはじめの方で「政府・企業間モデル」という表現で示したが、わが国の会計ルールは、政府部門と企業部門との間で独特のスタイルをもった相互作用を通じて形成される、という点に注目したい。

現代日本における政府と企業の密接な協力関係を支える制度的前提として、「業界団体・審議会システム」が大きな役割を果たしていることはよく知られている。近年になって一部の経済史家の間で、こうした日本のシステムの原型が1940年代の戦時経済体制下で形成されたとの指摘がなされている点は注目し値する¹³⁾。日本の経済政策や産業政策は、行政上の所管官庁の主導する政策として特徴づけられ、しばしば官民強調方式とか政府＝産業複合体とよばれて欧米諸国から批判的的にされてきた。実は、こうした日本独自の政策運営は企業会計の世界にも色濃く浸透しているようにみえる¹⁴⁾。

(3) わが国海運業の事例分析

この点を、わが国海運業における会計規範の形成という具体的な事例に即して考えてみよう。

日本郵船株式会社が、1976年（昭和51年）3月期から1981年3月期まで、連続6決算期にわたって、海運業収益の認識基準を変更したことはよく知られた事実である。それは、かいつまんで言うと、「積切基準」と呼ばれる方法から「航海完了基準」と呼ばれる方法に段階的に変更したもので、要するに公表利益の圧縮政策にはかならない¹⁵⁾。その背後には、海運業独特の補助金行政との間の密接な因果関係が存在しているわけであるが、どのような動機に根ざしたものであれ、こうした利益操作は会計報告の信頼性を損なうものとして非難されてしかるべきであろう。ただ、ここでわれわれが目にしたのは、この事例のなかに、会計ルール形成のきわめて日本的な特徴が典型的なかたちで現れているという点である。それは、一言でいって、業界団体・監督官庁・税務当局の、いわば「トライアングル体制」によるルール形成ともいうべき特質である。もちろん、ここでいう「トライアングル体制」というのは、通常いわれる商法・証取法・税法の3角関係とはまったく次元を異にするものである¹⁶⁾。

海運業界には、リーディング・カンパニーである日本郵船の経理担当者を中心とする「啓水会」と呼ばれる組織があって——それは業界団体のいわば会計版ともいうべきものであるが——、これが昭和19年の設立以来、活発な研究・普及活動、さらにはいわゆるロビイング活動を展開している。上述した収益計上基準の変更の際して、この団体が監督官庁である運輸省に働きかけた結果、「航海完了基準」への変更を正当化する行政指導——「利子補給対象会社の経理基準について」という海運局長通達に示される——、が発せられた。しかも、この行政指導を一つの契機として、国税庁のサイドも「法人税基本通達」を改正して、利益繰延効果をもつ完了基準を承認するに至るのである¹⁷⁾。

日本の会計規範の形成に「業界団体」が重要な役割を果たすのは、なにも海運業に限った話ではない。たとえば建設業界では、建設工業経営研究会（昭和23年設立）および建設業上場会社経理研究会が、建設省・中央建設業審議会との密接な連携のもとに建設業会計の実務規範の制定・改正に関与していることはよく知られている。また、個別の業界の枠を超えた組織としては、経団連経理懇談会と日本租税研究協会の影響力が大きいといわれている。こうしてみると、上でみた郵船の会計処理の変更事例は、単に一企業による私的決算政策という枠を超えて、税務を含めた規制当局による会計ルールの承認ないし受容過程のダイナミズムを例証しているといえよう。ここに会計規範の形成レベルでの日本的特質をみることができるのである。

注

- 1) Mueller, G.G., Gernon, H. and G. Meek, *Accounting: An International Perspective*, 2nd ed., 1991（野村健太郎・平松一夫監訳『国際会計入門（第2版）』中央経済社、1992年）、23頁。
- 2) 若杉 明「コーポレート・ガバナンスの概念とディスクロージャ」『税経通信』第50巻、第4号（1995年3月）では、日本の株式会社における支配構造の形式と実態の関係が分析されるとともに、日本型ディスクロージャー制度の問題点が指摘されている。
- 3) 代表的な文献に、Dhaliwal, D., G. Salamon and E. Smith, "The Effect of Owner Versus Management Control on the Choice of Accounting Methods," *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 4, No. 1 (July 1982) がある。なお、この分野の研究成果をサーベイした Hunt, H.G., III, "The Separation of Corporate Ownership and Control: Theory, Evidence and Implications," *Journal of Accounting Literature*, Vol. 5 (1986) をも参照。
- 4) この類型化は岡部孝好「株式所有の集中と日本企業の会計方針」『会計』第144巻第3号（1993年9月）によっている。
- 5) Watts, R.L. and J.L. Zimmerman, *Positive Accounting Theory*, Prentice-Hall, 1986（須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房、1991年）、第7章を参照。
- 6) 奥村 宏『法人資本主義』（御茶の水書房、1984年）、46-48頁。
- 7) 今井賢一・小宮隆太郎編『日本の企業』（東京大

- 学出版会, 1989年), 18-21頁を参照.
- 8) 青木昌彦『日本経済の制度分析』(筑摩書房, 1992年), 第4章では, アメリカ流のエージェンシー・モデルを日本企業に適用する際の問題点が, メインバンクによる金融コントロールの観点から示されている.
 - 9) メインバンクのモニター機能については, シェーンホルツ, K・武田真彦「情報活動とメインバンク制」『金融研究』第4巻第4号(1985年12月), 12-15頁および池尾和人「金融:金融仲介理論の新展開」(伊藤元重・西村和雄編『応用ミクロ経済学』(東京大学出版会, 1989年), 第2章に詳しい. なお, エージェンシー理論における「情報の非対称性」については, Watts and Zimmerman, *op. cit.*, (前掲邦訳), 152-154頁を参照.
 - 10) こうした富の移転のメカニズムについては, 斎藤静樹「実現基準と原価評価の再検討」『会計』第140巻第2号(1991年8月), 同「日本の会計基準とディスクロージャー制度—資産評価の考え方と問題点」『金融研究』第12巻第3号(1993年9月)を参照.
 - 11) 黒田全紀編著『解説・西ドイツ新会計制度』(同文館出版, 1987年), 第1章および第3章.
 - 12) 若杉 明「制度会計と社会学」『税経セミナー』第100巻第1号(1985年1月), 32頁.
 - 13) 岡崎哲二「日本型企業システムの源流」(伊丹敬之・加護野忠男・伊藤元重編『リーディングス日本の企業システム 4 企業と社会』, 有斐閣, 1993年所収)を参照.
 - 14) 政府・企業間での産業政策決定のゲームについては小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』(東京大学出版会, 1984年), 17-19頁を, また, その会計版ともいべき大蔵省・業界団体・企業の相互依存体制については千葉準一「国際的環境下における日本会計制度研究の諸問題」『会計』第145巻第2号(1994年2月), 17頁を参照.
 - 15) 海運業に固有の収益計上基準については, 稲垣純男『海運業会計』(中央経済社, 1991年), 第5章に詳しい.
 - 16) 商法・証取法・税法の「トライアングル体制」と, それが日本の会計制度を拘束する態様については, 新井清光・白鳥庄之助「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」『JICPA ジャーナル』第3巻第10号(1991年10月)を参照.
 - 17) この間の経緯について, 詳しくは浜本道正「補助金行政と企業会計—海運業の事例を中心に—」『産業経理』第50巻第4号(1991年1月)を参照されたい.

[はまもと みちまさ 横浜国立大学経営学部教授]